

戦傷病者特別援護法 施行事務取扱要領

厚生労働省社会・援護局援護・業務課

令和5年12月

戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領

目 次

第1章	総 則	1
第2章	戦傷病者手帳の交付等	2
第3章	療養の給付及び療養費の支給	7
第4章	療養手当の支給	11
第5章	葬祭費の支給	12
第6章	更生医療の給付	13
第7章	補装具の支給及び修理	14
第8章	国立保養所への入所	15
第9章	旅客会社等の鉄道への乗車の無賃取扱い	16
第10章	雑 則	19

第1章 総 則

(目的)

第1 この事務取扱要領は、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定による戦傷病者手帳の交付及び各種の援護に関する事務の取扱要領を定めるものであること。

(用語の意義)

第2 この事務取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- (1) 法 戦傷病者特別援護法
- (2) 令 戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）
- (3) 省令 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）
- (4) 指定医療機関 法第12条に規定する指定医療機関
- (5) 一般医療機関等 病院、診療所、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）又は薬局等のうち、指定医療機関以外のもの
- (6) 指定自立支援医療機関 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関
- (7) 補装具事業者 補装具の製作又は修理を業とする者
- (8) 援護法 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）
- (9) 傷病恩給等 次の各号に掲げる年金又は一時金をいうものであること。
 - ア 恩給法（大正12年法律第48号）、恩給等の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和46年法律第81号）に規定する増加恩給、傷病年金、傷病賜金又は特例傷病恩給
 - イ 援護法に規定する障害年金又は障害一時金
 - ウ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）の規定に基づいて支給される障害年金
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第21条に規定する国家公務員共済組合連合会が支給する公務傷病年金で、中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）第1324条に規定する旧郵政省共済組合に係るもの又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。）附則第48条第1項に規定する指定基金で日本電信電話共済

組合（平成8年改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第8条第2項に規定する日本電信電話共済組合をいう。）に係るもの若しくは平成8年改正法附則第32条第2項に規定する存続組合である日本鉄道共済組合（平成8年改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第8条第2項に規定する日本鉄道共済組合をいう。）が支給する公務傷病年金

- (10) 公務上の傷病 法第2条第2項各号に規定する負傷又は疾病（同条第3項から第7項においてこれらの負傷又は疾病とみなされるものを含む。）をいうこと。なお、公務上の傷病のうち次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

ア 原傷病 負傷し、又は疾病にかかったときの傷病（当初の傷病）

イ 初度認定症 療養の給付又は療養費の支給（旧未復員者給与法（昭和22年法律第182号）、旧特別未帰還者給与法（昭和23年法律第279号）又は法による改正前の未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）に基づく療養の給付又は療養費の支給を含む。以下同じ。）を開始した当初認定を受けた傷病

ウ 認定併発症 初度認定症と因果関係のある併発症又は転症であって、療養の給付又は療養費の支給について認定を受けたもの

- (11) 認定外併発症 初度認定症又は認定併発症と因果関係の認められない併発症

- (12) 旅客会社等 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第36号）附則第2条第1項に規定する新会社

第2章 戦傷病者手帳の交付等

（手帳の交付の請求）

第3 公務上の傷病による障害について傷病恩給等の裁定を受けている者が戦傷病者手帳の交付を受けようとするときは、戦傷病者手帳交付請求書（省令様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

- (1) 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本

- (2) 公務上の傷病による障害について傷病恩給等の裁定を受けたこと及び当該障害の程度を認めることができる書類（例えば、傷病恩給等の証書若しくは裁定通知書、郵便局が発行した傷病恩給等の証書の保管証書若しくはこれらの書類の写し又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫が発行した傷病恩給等の証書の保管証明書）

- (3) 請求の当時における公務上の傷病による障害の状態についての医師又は歯科医師の診断書（記載事項は、恩給診断書に準ずるものとする。なお、都道府県において、その者が傷病恩給等の請求の際提出した恩給診断書等の写しを保管している場合又は

身体障害者手帳の交付を受けている者にあつては、当該身体障害者手帳の交付申請の際提出した診断書によってその者の公務上の傷病による障害の状態が判断できる場合は、省略することができる。）

- (4) 写真（縦4センチメートル、横3センチメートルとし、提出前1年以内に撮影された無帽かつ正面上半身のものとする。以下同じ。）2枚
- 2 公務上の傷病による障害について傷病恩給等の裁定を受けていない者が戦傷病者手帳の交付を受けようとするときは、戦傷病者手帳交付請求書（省令様式第1号）正副各1部に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。
 - (1) 住民票の写し又は戸籍の謄本若しくは抄本
 - (2) 履歴書
 - (3) 請求の当時における障害が公務上の傷病によるものであることを認めることができる書類
 - (4) 障害の原因となった負傷又は疾病の症状の経過を記載した書類
 - (5) 請求の当時における公務上の傷病による障害の状態についての医師又は歯科医師の診断書
 - (6) 写真2枚
- 3 公務上の傷病についての療養の必要がある者については、前2項によるほか、第11に定めるところにより療養の給付の請求手続も併せてとること。

（手帳受給資格の審査）

第4 都道府県知事は、第3により提出を受けた書類及び保管資料により、戦傷病者手帳の受給資格の審査を行うこと。この場合においては、必要に応じて請求者の退職時の本籍地の都道府県知事その他の関係機関に照会を行うこと。

（傷病恩給等の未裁定者に係る公務傷病の認定）

第5 都道府県知事は、公務上の傷病による障害について傷病恩給等の裁定を受けていない者から戦傷病者手帳の交付の請求があつたときは、第3第2項により提出を受けた書類のうち、戦傷病者手帳交付請求書の副本及び第3第2項の(2)から(5)までに掲げる書類を厚生労働大臣に提出して公務上の傷病の認定を受けた後、第4により戦傷病者手帳の受給資格の審査を行うこと。

（手帳の交付等）

第6 都道府県知事は、第4又は第5の審査の結果、戦傷病者手帳の受給資格があると認めた者に対しては、戦傷病者手帳を交付するとともに、戦傷病者カード（要領様式第1号）に所要事項を記入し、受給資格を有しないと認めた者に対しては、文書をもって、その旨及びその理由を通知すること。

2 戦傷病者手帳の記載は、次の要領によって行うこと。

(1) 第2面

ア 番号は、都道府県ごとに次の表に示す記号を冠した一連番号とし、死亡した者、他の都道府県へ転出した者等に係る番号は欠番とすること。

都道府県名	記号	都道府県名	記号	都道府県名	記号
北海道	北	青森	青	岩手	岩
宮城	城	秋田	秋	山形	形
福島	島	茨城	茨	栃木	栃
群馬	群	埼玉	玉	千葉	千
東京	東	神奈川	神	山梨	梨
長野	長	新潟	新	富山	富
石川	石	福井	井	静岡	静
愛知	愛	岐阜	岐	三重	三
滋賀	滋	京都	京	奈良	奈
和歌山	和	大阪	阪	兵庫	兵
鳥取	鳥	島根	根	岡山	岡
広島	広	山口	山	徳島	徳
香川	香	愛媛	媛	高知	高
福岡	福	佐賀	佐	長崎	崎
熊本	熊	大分	分	宮崎	宮
鹿児島	鹿	沖縄	沖		

イ 写真の契印は、プレス式を用いること。

(2) 第3面

ア 「軍人軍属等の別」は、法第2条第2項各号の別に応じ、同項第1号に該当する者は「軍人」を、同項第2号から第5号までに該当する者は「軍属」を、同項第6号から第12号までに該当する者は「準軍属」を○印で囲むとともに、該当する号数を記載すること。

イ 「本籍」は、現在の本籍を記載するとともに、退職時の本籍が現在の本籍と異なるときは、退職時の本籍地の都道府県名を括弧書すること。

ウ 「身体障害者手帳番号等」は、身体障害者手帳の交付番号及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく障害の程度を記載し、身体障害者手帳の交付を受けていない者については、「なし」と記載すること。

(3) 第4面

ア 「傷病恩給等の種別」は、裁定を受けた傷病恩給等の根拠法の名称を記載し、傷病恩給等の裁定を受けていない者（年金たる傷病恩給等の裁定を受けた者でその後失権したものを含む。）については、「なし」と記載すること。

なお、傷病恩給等の有期裁定を受けた者については、その終期を記載すること。

イ 「障害の等級」は、傷病恩給等の裁定を受けた者については、当該裁定に係る傷病恩給等において用いられている障害の程度の呼称により記載し、傷病恩給等の裁定を受けていない者については、恩給法別表第1号表ノ2（特別項症から第6項症まで）及び別表第1号表ノ3（第1款症から第5款症まで）並びに恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和21年勅令第504号）による改正前の恩給法施行令（大

正 1 2 年勅令第 3 6 7 号) 第 3 1 条第 1 項 (第 1 目症から第 4 目症まで) に示されている障害の程度の呼称によって記載すること。この場合においては、次の点に注意すること。

(ア) 第 7 項症に係る増加恩給を受給中の者については、「第 7 項症」と記載すること。

(イ) 傷病恩給等の受給者のうち第 2 (9) ウ又はエの年金の受給者については、これらの年金において用いられている障害の程度の呼称に従って「第 級」と記載すること。この場合において、障害の程度が第 4 級、第 5 級又は第 6 級に該当する者であって、それぞれ恩給法別表第 1 号表ノ 2 に定める第 3 項症、第 4 項症又は第 5 項症以上に相当する障害を有するものについては、「第 4 級上」のように「第 級」の次に「上」の字を付記すること。

(4) 第 5 面

この面には、新たに傷病恩給等の裁定を受け、又は裁定について変更があった場合等障害事項欄の記載内容に変更があった場合に、その内容に従って記載すること。この場合において「年月日」は、傷病恩給等について変更の裁定のあった年月日 (傷病恩給等の裁定を受けていない者にあつては、厚生労働大臣が当該変更について認定した年月日) を記載すること。

(5) 第 6 面

ア この面には、都道府県知事が療養の給付又は療養費の支給を認定した傷病について記載すること。この場合において、初度認定症については傷病名の次に「(初)」と付記すること。

イ 「転帰年月日」は、療養を要しなくなった年月日を記載すること。

(手帳記載事項の変更の届出)

第 7 戦傷病者は、交付を受けた戦傷病者手帳の記載事項に変更があったときは、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる書類及び戦傷病者手帳を添えて、戦傷病者手帳を交付した都道府県知事 (他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地の都道府県知事とする。) に届け出ること。

(1) 氏名を変更したとき 変更の事実を認めることができる戸籍の謄本又は抄本

(2) 居住地を変更したとき 変更の事実を認めることができる住民票の写し及び写真 2 枚 (写真の添付は、都道府県の区域を越えて居住地を移動したときに限る。)

(3) 障害の程度が増進し、又は低下したとき 傷病恩給等証書の写し等又は障害の程度を明らかにした医師若しくは歯科医師の診断書

(4) その他の記載事項を変更したとき 当該変更の事実を認めることができる書類

2 前項により戦傷病者手帳の記載事項の変更の届出を受けた都道府県知事は、その内容を点検し、戦傷病者手帳の記載事項を訂正した上、その者に交付するとともに、戦傷病者カードについて所要の整理を行うこと。

3 都道府県の区域を越えて居住地を移動した者からその旨の届出があった場合は、届出を受けた都道府県知事は、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知し、当該戦傷病者に係る戦傷病者手帳交付請求書 (添付書類を含む。) の写し及び戦傷病者カードの写しの

送付を受け、これと照合した上、新たに戦傷病者手帳を交付すること。

- 4 旧居住地の都道府県知事は、前項により戦傷病者手帳交付請求書等の写しを送付する場合において、その者が療養の給付（療養費の支給を含む。）、療養手当の支給、更生医療の給付若しくは補装具の支給若しくは修理を受け、又は現に受けている者であるときは、当該援護の請求書類の写し及び関係簿冊の写しを新居住地の都道府県知事に送付すること。
- 5 変更事項が療養の給付に関するものであるときは、第3章に定めるところによること。

（手帳の再交付の請求）

第8 戦傷病者は、戦傷病者手帳が破れ、若しくは汚れたため使用に耐えなくなった場合又は戦傷病者手帳を失った場合は、そのてん末を記載した書類を戦傷病者手帳交付請求書に添えて、戦傷病者手帳の交付を受けた都道府県知事に再交付を請求することができること。

- 2 戦傷病者手帳が破れ、又は汚れたことによりその再交付を請求しようとする者は、請求書にその戦傷病者手帳を添えなければならないこと。
- 3 戦傷病者は、戦傷病者手帳の再交付を受けた後、失った戦傷病者手帳を発見したときは、速やかに、戦傷病者手帳の交付を受けた都道府県知事に返還しなければならないこと。

（手帳の返還）

第9 戦傷病者が死亡した場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者（同居の親族その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人）は、速やかに、死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事に、戦傷病者手帳を返還しなければならないこと。この場合において、亡失その他の事由により戦傷病者手帳を返還することができないときは、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならないこと。

- 2 都道府県知事は、第7第3項、第8第2項若しくは第3項又は前項により戦傷病者手帳の返還を受けたときは、これを廃棄した上、戦傷病者カードにその旨を記載すること。

（関係都道府県知事への通知）

第10 都道府県知事は、戦傷病者手帳を交付した場合において、その者が傷病恩給等の受給者（法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる者に限る。）であるときは、その旨をその者の退職時の本籍地の都道府県知事に通知するものとする。

- 2 戦傷病者の退職時の本籍地の都道府県知事は、前項により通知を受けた者について傷病恩給等の受給状況に異動があったことを知ったときは、その旨を戦傷病者の居住地の都道府県知事に通知するものとする。

第3章 療養の給付及び療養費の支給

(療養の給付の請求)

第11 原傷病又はこれと因果関係のある傷病について療養の給付を受けようとする者は、療養給付請求書（省令様式第3号の1）に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならないこと。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかったときから請求のときまでの間の症状及び療養の状況を記載した書類
- (2) 医師又は歯科医師の現症証明書（省令様式第3号の2）
- (3) 戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては、当該戦傷病者手帳

(療養の給付)

第12 都道府県知事は、第11の療養の給付の請求について審査した結果、療養の必要があると認定したときは、戦傷病者手帳の療養認定事項欄及び療養券（省令様式第3号の3）に所要事項を記入した上、これを請求者に交付するとともに、療養給付等原簿（要領様式第2号）を作成し、認定の内容を記載しておくこと。

- 2 前項により療養券の交付を受けた者は、療養を受けるに当たっては、療養券を指定医療機関に提出しなければならないこと。
- 3 都道府県知事は、療養の給付の請求を却下する場合は、文書をもって、その旨及びその理由を通知すること。

(療養期間の認定)

第13 都道府県知事は、療養券を交付するに当たっては、療養の給付を必要とする期間を次の要領によって認定し、療養券に記載すること。

- (1) 認定期間は、原則として1年を限度とすること。
- (2) 前号にかかわらず、入院中の患者のうち、結核性疾患、脊髄・中枢神経障害及び精神病のもの又はその他の疾病であっても長期間の療養を要すると認められるものの認定期間は、5年を限度とすることができること。
- (3) 療養期間の認定は、暦月を単位として行うものとする。

(認定併発症に対する療養の給付)

第14 療養の給付について認定を受けた者が、当該認定に係る傷病（初度認定症又は認定併発症）と因果関係のある併発症又は転症を生じ、療養を必要とする場合は、第11に準じて、当該併発症又は転症について請求手続をとること。

- 2 都道府県知事は、前項の請求があつた場合は、第12に準じて認定手続をとること。

(認定外併発症に対する療養の給付)

第15 認定外併発症（歯科疾患を含む。）に対する療養の給付は、初度認定症又は認定併発症について現に入院療養中であつて、かつ、医師が次のいずれかに該当するものと認められた場合に限り行うものとする。ただし、この取扱いは、現に入院中の医療機関

において当該認定外併発症の療養を受ける場合に限られるものであること。

- (1) 認定外併発症の治療が患者にとって緊急に必要であるとき。
- (2) 入院中に認定外併発症の治療を行わなければ初度認定症又は認定併発症の回復に悪影響があるとき。

(療養給付内容変更の請求)

第16 療養の給付を受けている者は、次のいずれかに該当するときは、療養給付内容変更請求書(要領様式第3号)に、現症証明書を添えて、療養券の再交付を請求すること。

- (1) 療養券に記載された医療機関以外の医療機関において療養を受けようとするとき。
- (2) 療養券に記載された療養の期間を延長する必要があるとき。
- (3) 通院療養を入院療養に変更する必要があるとき。

2 前項の請求を却下する場合は、第12第3項を準用すること。

(異動届等)

第17 療養の給付を受けている者が、退院し、治癒し、又は療養を中止した場合は、速やかに、その旨を居住地の都道府県知事に届け出ること。ただし、指定医療機関の管理者がその者に代って各月ごとに異動状況を取りまとめて届け出る場合には、これを省略して差し支えないこと。

2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合は、療養給付等原簿の裏面の備考欄にその旨を記載すること。

(療養費の支給の請求)

第18 法第10条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急に療養を要したため一般医療機関等から療養を受けた場合において、当該療養費の支給を受けようとするときは、療養を受けた日以後速やかに療養費支給請求書(省令様式第10号)に第11の各号に掲げる書類及び緊急に療養を要したため一般医療機関等から療養を受けた事情を明らかにした申立書を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

2 法第10条の規定により療養の給付を受けることができる者が、緊急以外のやむを得ない事由(指定医療機関が遠隔地にある場合等)により一般医療機関等から療養を受けようとする場合には、あらかじめ、第11から第17までに定めるところに準じて手続をとること。

(診療報酬等の請求)

第19 指定医療機関は、各月に行った療養の給付について、療養券を発給した都道府県知事ごとに診療報酬請求書(調剤報酬請求書及び訪問看護療養費請求書を含む。以下同じ。)を作成し、診療報酬明細書(調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書を含む。以下同じ。)を添えて、翌月の10日までに、次表療養の給付を受けた者欄に掲げる者の区分ごとに定められた提出先の欄中の審査支払機関(以下「支払基金事務所等」という。)に提出すること。

療養の給付を受けた者	提出先
(1) (2)以外の者	当該指定医療機関所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所
(2) 国民健康保険の被保険者中、国民健康保険法の療養の給付と法第10条の療養の給付を併せ受けた者	当該指定医療機関所在地の都道府県の国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「国保審査委員会」という。)

なお、診療報酬明細書の記載に当たっては、指定医療機関が第15により認定外併発症（療養券に記載されていない傷病）について療養の給付を行ったときは、傷病名欄に当該傷病名を記載した上「(併)」と付記すること。

- 2 療養費の支払を受けようとする者は、各月について、療養費支給請求書（省令様式第10号）に療養に要した費用の額及び当該療養の内容を記載した書類（様式は診療報酬明細書と同様のものとする。以下「療養費請求明細書」という。）を添えて、翌月10日までに、療養費の支給を受けようとする者の居住地の都道府県知事に提出すること。

なお、療養費請求明細書の記載に当たっては、認定外併発症（療養券に記載されていない傷病）について療養を受けたときは、傷病名欄に当該傷病名を記載した上「(併)」と付記すること。

- 3 前項の規定により療養費支給請求書の提出を受けた都道府県知事は、当該療養費の請求が認定を受けた負傷又は疾病（認定外併発症を含む。）について行われているかどうかを審査した上、療養費請求明細書を国保審査委員会に送付して審査を依頼すること。
- 4 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成4年厚生省令第5号）の定めるところによること。

（診療報酬等の額の決定）

第20 都道府県知事は、審査を終えた診療報酬請求書及び同明細書を支払基金事務所等から受け取ったときは、所要の点検を行った上、指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定し、当該指定医療機関に通知すること。この場合においては、当該診療報酬の請求が、都道府県知事の認定を受けた負傷又は疾病（認定外併発症を含む。）について行われているかどうかを審査し、必要に応じ、支払基金事務所等に再審査を依頼すること。

- 2 都道府県知事は、審査を終えた療養費請求明細書を国保審査委員会から受け取ったときは、所要の点検を行った上、支給する療養費の額を決定すること。

（診療報酬等の支出年度区分）

第21 診療報酬又は療養費の支出会計年度分は、都道府県知事が第20により支払の決定をした日の属する会計年度によること。

(移送の承認請求)

第22 入院して療養の給付又は療養費の支給を受けている者が、転院して入院療養を必要とする場合は、その者の居住地の都道府県知事に対し、健康保険の例に準じて、移送の承認について請求手続をとること。

2 移送は、療養上特に転院が必要と認められる場合に限り承認するものとし、その費用は、当該患者の移送に必要な運賃（最低の等級の運賃とする。）等の実費とし、その病状により介護者を必要とする場合は、介護者（患者の家族は含まない。）の分についても認めるものであること。

(移送費の支払)

第23 移送費の支払を受けようとする者は、療養費支給請求書（省令様式第10号）に、移送に要した費用の内訳明細書及び転院先の医療機関の管理者の証明書（転院した事実を証明したもの。）を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

2 都道府県知事は、前項の請求書を受け取ったときは、支給額を決定して請求者に支払うこと。この場合は、第21を準用すること。

(診断書類の文書料の取扱い)

第24 都道府県知事は、療養の給付又は療養費の支給に係る診断書類の文書料について医療機関から請求を受けた場合は、次により支払うこと。

(1) 支払の対象となる診断書類

ア 認定併発症に対する療養の給付（第14）又は療養給付内容変更の請求（第16）の際に提出する現症証明書

イ 移送の承認請求（第22）の際に提出する医師の意見書

(2) 支払額の基準

健康保険において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2による公費負担医療の申請に必要な診断書の記載を行った場合に支払う額と同額とすること。

(療養給付認定票の交付等)

第25 法附則第11項に規定する者が療養給付認定票の交付を請求しようとするときは、療養給付認定票交付請求書（省令様式第18号）に、次に掲げる書類を添えて、居住地の都道府県知事に提出すること。

(1) 療養を必要とする傷病が未帰還中における自己の責に帰することのできない理由による旨の申立書

(2) 負傷し、又は疾病にかかったときから請求のときまでの間の症状及び療養の状況を記載した書類

(3) 医師又は歯科医師の現症証明書

(4) 写真2枚

2 都道府県知事は、前項により提出を受けた請求書類について審査した結果、療養給付認定票（省令様式第19号）の受給資格があると認めた者に対しては、療養給付認定票

及び療養券を交付するとともに、療養給付認定票受給者カード（様式は、戦傷病者カードと同一のものとする。）及び療養給付等原簿に所要事項を記入し、受給資格を有しないと認められた者に対しては、文書をもって、その旨及びその理由を通知すること。

- 3 法附則第11項に規定する者に関しては、療養給付認定票の交付等については第6から第10までを、療養の給付又は療養費の支給については第12から第24までを準用すること。この場合において、療養給付認定票の番号は、戦傷病者手帳とは別に一連番号とし、第6第2項(1)のアの都道府県の記号の次に「療」の字を付記すること。

（報告及び検査）

第25の2 都道府県知事は、第20の審査のために必要があると認める場合は、指定医療機関の管理者に対し、必要な報告を求め、又は当該都道府県の職員に、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができること。この場合において、適当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法その他電子情報処理組織（当該都道府県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と指定医療機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により検査させることができること。

- 2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができること。

第4章 療養手当の支給

（療養手当の支給請求）

第26 療養手当の支給を受けようとする者は、療養手当支給請求書（省令様式第11号）を居住地の都道府県知事に提出すること。

（療養手当の支給決定）

第27 都道府県知事は、療養手当支給請求書を受け取ったときは、戦傷病者カード及び療養給付等原簿に基づき受給資格の審査を行い、支給の可否及び支給額を決定し、その旨を請求者に通知すること。

- 2 請求者が療養の給付と同一の事由について年金を受給している場合には、当該年金の月額相当額が法第18条第2項に定める療養手当の月額以上であるときは療養手当の支給は行なわないこととし、法第18条第2項に定める療養手当の月額に満たないときは、当該年金の月額相当額と法第18条第2項に定める療養手当の月額との差額をその者に係る療養手当の支給額とすること。

(療養手当の支給の変更)

第28 都道府県知事は、第7、第9、第10又は第17による事務を取り扱う際に、療養手当受給者に関し療養手当の支給額を改定し、又は支給を終える必要があることを知ったときは、支給の変更の決定を行うとともに、その旨を療養手当受給者に通知すること。

(療養手当の返還等)

第29 都道府県知事は、療養手当受給者が年金たる傷病恩給等を受けるに至ったこと又は長期入院患者でなくなったこと等により、既に支給した療養手当の全部又は一部を返還させる必要が生じたときは、速やかに債権管理官及び当該療養手当受給者にその旨を通報すること。

(療養給付認定票の交付を受けた者に関する準用)

第30 療養給付認定票の交付を受けた者については、第26から第29までを準用すること。

第5章 葬祭費の支給

(葬祭費の支給請求)

第31 葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給請求書(省令様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の死亡の際における居住地の都道府県知事に提出すること。

- (1) 死亡診断書又は死体検案書
- (2) 請求者が法第19条第3項に規定する遺族である場合は、死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本
- (3) 請求者が死亡した者の配偶者であって、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合は、その事情を認めることができる書類
- (4) 請求者が遺族である場合は、その者が葬祭を行う旨の申立書
- (5) 請求者が遺族でない場合は、その者が葬祭を行った旨の申立書

(葬祭費支給の決定)

第32 都道府県知事は、葬祭費支給請求書を受け取ったときは、療養給付等原簿に基づき受給資格の審査を行い、支給の可否を決定しその旨を請求者に通知すること。

(療養給付認定票の交付を受けた者に関する準用)

第33 療養給付認定票の交付を受けた者については、第31及び第32を準用すること。

第6章 更生医療の給付

(更生医療の給付の請求)

第34 更生医療の給付を受けようとする者は、更生医療給付請求書(省令様式第13号)を居住地の都道府県知事に提出すること。

(更生医療の給付の判定)

第35 都道府県知事は、更生医療給付請求書を受け取ったときは、戦傷病者カードにより資格を確認し、身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)の長に当該医療の要否等について判定依頼書(要領様式第4号)により判定を求めるとともに、請求者に対して期日を指示し更生相談所に出頭するよう通知すること。

(更生医療の給付)

第36 都道府県知事は、更生相談所の長の判定の結果、更生医療の給付を必要と認めた場合は、速やかに給付の決定を行い、請求者に対して更生医療券(省令様式第14号)を交付するとともに、その内容を戦傷病者カードに記載しておくこと。

2 都道府県知事は、更生相談所の長の判定の結果、更生医療の給付を必要と認めない場合は、理由を付して、その旨を文書をもって請求者に通知すること。

3 更生医療券に記載する医療の具体的方針(指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者用更生医療券に記入する訪問看護の具体的方針を含む。以下同じ。)及び診療予定期間は、判定書に基づき記入すること。

4 都道府県知事が更生医療の給付を委託する指定自立支援医療機関は、医療の具体的方針、地理的条件、請求者の希望等を考慮の上決定すること。

5 第1項により更生医療券の交付を受けた者は、更生医療の給付を受けるに当たっては、更生医療券を指定自立支援医療機関に提出しなければならないこと。

(更生医療の給付の実施)

第37 都道府県知事は、更生医療を委託した指定自立支援医療機関に対し、毎月終了ごとに更生医療治療経過及び予定報告書(要領様式第5号)の提出を求めること。

2 指定自立支援医療機関において、医療期間の延長(ただし、2週間以内。1回限りとする。)の必要があると認めた場合は、報告書に変更を必要とする理由を詳細に記入して提出させること。

3 指定自立支援医療機関(当該医療が指定訪問看護等(指定訪問看護又は指定居宅サービス(訪問看護を行う場合に限る。))若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護を行う場合に限る。))をいう。以下同じ。)であるときは、当該指定訪問看護等に係る指示書を交付した指定自立支援医療機関は、医療の具体的方針の変更及び医療期間の延長(前項の場合を除く。)の必要がある場合は、更生医療内容変更申請書(要領様式第6号)により都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

4 都道府県知事は、更生医療変更申請書の提出があった場合は、その内容について更生

相談所の長の意見を徴し、その結果、変更の必要があると認めるときは、更生医療変更承認書（要領様式第7号）を指定自立支援医療機関（当該医療が指定訪問看護等であるときは、当該申請書を提出した指定自立支援医療機関及び当該訪問看護等を実施する指定自立支援医療機関。次の5において同じ。）に送付すること。

- 5 都道府県知事は、更生相談所の長の意見を徴し、その結果変更の必要がないと認めるときは、理由を付して、その旨を文書をもって指定自立支援医療機関に通知すること。

（更生医療に関する準用）

第38 更生医療に係る診療報酬の請求については第19を、移送の給付等については第22から第24までをそれぞれ準用すること。

第7章 補装具の支給及び修理

（補装具の支給等の請求）

第39 補装具の支給（修理）を受けようとする者は、補装具支給（修理）請求書（省令様式第15号）を居住地の都道府県知事に提出すること。

（補装具の支給等の審査及び判定）

第40 都道府県知事は、補装具支給（修理）請求書を受け取ったときは、戦傷病者カードにより令別表に定める障害の程度であることを確認するとともに、支給又は修理の要否について、「補装具費支給事務取扱指針」（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき所要の調査を行うこと。この場合において、特に必要と認めるものについては、請求者に期日を指示し更生相談所への出頭を求め、その支給（修理）の要否及び処方について更生相談所の長の判定を求めること。

（補装具の支給等の基準）

第41 補装具の支給（修理）の基準は、障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）に定めるところによるものであること。

- 2 戦傷病者の障害の状況その他真にやむを得ない事情により、支給する補装具の交付の必要性及び価格について前項の基準により難いと認められる場合は、更生相談所の判定に基づき都道府県知事が決定すること。

（補装具の支給等の決定）

第42 都道府県知事は、第40の調査及び判定の結果、補装具の支給（修理）を必要と認めた場合は速やかに支給（修理）の決定を行い、次の措置をとるとともに、その内容を戦傷病者カードに記載しておくこと。

- (1) 補装具の支給（修理）を業者に委託して行う場合は、補装具交付修理券（省令様式

第16号)を請求者に交付するとともに、業者に対しては補装具交付修理券を請求者に交付した旨及び型取りの日時、場所その他所要の事項を記載した補装具交付修理委託通知書(要領様式第8号)を送付すること。

(2) 都道府県知事が自ら補装具を支給又は修理を行う場合は、支給の日時及び場所その他必要な事項を記載した補装具交付修理決定通知書(要領様式第9号)を請求者に送付すること。

2 都道府県知事は、補装具の支給(修理)を必要と認めない場合は、その旨及びその理由を文書をもって通知すること。

(補装具の支給等の実施)

第43 都道府県知事は、補装具を支給(修理)するに当たっては、必ず適合判定を行い、補装具が本人に適合しないと認めた場合は、不備な箇所を改善し又は改善させた後に請求者に支給するようにすること。この場合において、必要と認めるものについては、更生相談所の適合判定を受けさせるようにすること。

2 都道府県知事は、支給した補装具について装着訓練を実施する等その使用について随時適切な措置を講ずること。

3 都道府県知事が自ら補装具の支給又は修理を行う場合の費用の額は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」第5項の受託報酬の額の範囲内とすること。

4 都道府県知事は、業者に補装具の支給(修理)を委託するに当たっては、別紙契約書案を参考とし、あらかじめ契約を締結しておくこと。

第8章 国立保養所への入所

(国立保養所への入所の請求)

第44 国立保養所へ入所しようとする者は、国立保養所入所請求書に医師の診断書及び家庭状況調書を添えて、居住地の都道府県知事を経由して、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターの長に提出すること。

(国立保養所への入所資格の審査及び判定)

第45 都道府県知事は、前項の請求書を受け取ったときは、戦傷病者カードに基づき資格の審査を行うとともに、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターの長が入所の可否を決定するのに参考となる事項を記載した書面を添えて、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターの長に送付すること。

2 都道府県知事は、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターの長から入所に関する決定通知を受け取ったときは、その旨を請求者に通知するとともに、戦傷病者カードの備考欄にその旨を記載しておくこと。

第9章 旅客会社等の鉄道への乗車の無賃取扱い

(戦傷病者乗車券類引換証の取扱い等)

第46 戦傷病者及びその介護者が乗車券無賃取扱いを受けるためには、戦傷病者乗車券類引換証交付請求書(要領様式第10号)を都道府県知事に提出して、戦傷病者乗車券引換証(以下「乗車券引換証」という。)の交付を受け、これにより、旅客会社等から、戦傷病者用又は介護者用であることを表示した乗車券の交付を受けるものとする。

2 都道府県知事が交付する乗車券引換証の種別及び枚数は、次によること。

戦傷病者の障害の程度		引換証の種別	枚数
特別項症から第2項症まで		甲種	12
第3項症及び 第4項症	戦傷病者のみの場合	乙種	12
	介護者つきの場合	甲種	6
第5項症から 第1款症まで	戦傷病者のみの場合	乙種	6
	介護者つきの場合	甲種	3
第2款症から 第5款症まで	戦傷病者のみの場合	乙種	4
	介護者つきの場合	甲種	2
第1目症から 第4目症まで	戦傷病者のみの場合	乙種	2
	介護者つきの場合	甲種	1

3 第3項症から第4目症までに該当する戦傷病者に交付する乗車券引換証の取扱いは、次によること。

ア 交付する乗車券引換証は、年ごとに、請求者の選択によること。

イ 交付した乗車券引換証をその年度中に他の種別の乗車券引換証と交換するためには、戦傷病者乗車券類引換証種別変更請求書(要領様式第11号)を都道府県知事に提出すること。

(戦傷病者特急料金等無料の取扱い)

第47 戦傷病者が、単独又は介護者とともに、乗車券引換証によって引き換えた乗車券(乗車区間が100キロメートルを超える場合に限る。)の区間内で特急列車に乗車する場合は、次によりその料金は無料とすること。

(1) 無料となる料金

新幹線及び在来線の自由席特急料金、立席特急料金、特定特急料金、普通急行料金(以下「特急料金等」という。)である。グリーン券又は寝台券を購入する場合はそれぞれの料金を、指定席特急券を購入する場合は自由席特急券との差額を別途支払うこととする。

(2) 適用方法

ア 特急料金等の無料取扱いの適用を受けようとする者は、都道府県知事から戦傷病者急行券引換証(以下「急行券引換証」という。)(甲種又は乙種)の交付を受け、駅の窓口へ提出して特急券等の交付を受けるものとする。

イ アの場合には、当該急行券引換証1枚で、1枚の特急券又は急行券と引き換えるものとする。

ウ 急行券引換証によって引き換えた特急券又は急行券は、乗車券引換証によって引き換えた乗車券と同時に使用する場合に限り有効とする。

(3) 急行券引換証の交付枚数

急行券引換証の交付枚数は、次の表のとおりとし、乗車券引換証1枚に対し、急行券引換証は6枚交付するものとする。

種別	障害区分	乗車券引換証枚数	急行券引換証シート数	急行券引換証枚数
甲種 引換証	特項～2項	12	12	72
	3項・4項	6	6	36
	5項～1款	3	3	18
	2款～5款	2	2	12
	目 症	1	1	6
乙種 引換証	3項・4項	12	12	72
	5項～1款	6	6	36
	2款～5款	4	4	24
	目 症	2	2	12

2 第3項症から第4目症までに該当する戦傷病者に交付する急行券引換証の取扱いは、乗車券引換証の例によること。

(戦傷病者乗車券類引換証の交付事務)

第48 乗車券引換証及び急行券引換証の交付は、次図のように乗車券引換証1枚と急行券引換証6枚の1シートで構成する戦傷病者乗車券類引換証（要領様式第12号及び要領様式第13号。以下「乗車券類引換証」という。）の交付により行うこと。

[乗]	[急]	[急]	[急]
①	②	③	④
注意事項	[急]	[急]	[急]
	⑤	⑥	⑦

ミシン線

2 乗車券類引換証の交付者は、都道府県知事とすること。

3 乗車券類引換証に都道府県知事が記入押印すべき事項は、次のとおりとすること。

(1) 乗車券引換証（前の図の①）

ア 戦傷病者手帳番号及び氏名

イ 身体障害者旅客運賃割引欄の第1種・第2種・非該当のいずれかに○をつけること。

ウ 交付者職名及び印

(2) 急行券引換証（前の図の②～⑦）

交付者職名及び印

(3) 乗車券類引換証の再交付

ア 乗車券類引換証は、次のいずれかに該当する場合に限り、戦傷病者に対し、滅失又は旅行の取止めに係る枚数を再交付すること。

(ア) 天災その他やむを得ない災害により、財産に重大な損害を受け、かつ、乗車券類引換証を滅失したとき。

(イ) 乗車券類引換証と引換に乗車券の交付を受けた場合において、旅行の開始前に当該旅行を取り止めたとき。

イ 戦傷病者は、ア(ア)に該当する場合において、乗車券類引換証の再交付を受けようとするときは、戦傷病者乗車券類引換証再交付請求書（要領様式第14号。以下「引換証再交付請求書」という。）にア(ア)に該当する事情を詳しく記載した書類及び天災その他やむを得ない災害により重大な損害を受けたことを証するに足りる市町村長（東京都の特別区にあつては、特別区長）の証明書及び警察署長又は消防署長の証明書を添付して、管轄都道府県知事に乗車券類引換証の再交付の請求をしなければならないこと。

ウ 戦傷病者は、ア(イ)に該当する場合において乗車券類引換証の再交付を受けようとするときは、同号の乗車券をその交付を受けた駅に返還し、当該駅から、旅行取止証明書（要領様式第15号）の交付を受け、引換証再交付請求書に旅行取止証明書を添付して、管轄都道府県知事に乗車券類引換証の再交付の請求をしなければならないこと。

(4) 戦傷病者乗車券引換証交付原簿の整理

都道府県知事は、戦傷病者乗車券引換証交付原簿（要領様式第16号。以下「原簿」という。）を備え、乗車券引換証の交付に関して必要な事項を記入すること。

なお、急行券引換証の交付については、原簿により知ることができるので、戦傷病者急行券引換証交付原簿は作成する必要はないこと。

(5) 届出並びに未使用の乗車券類引換証及び原簿の訂正

ア 戦傷病者が次のいずれかに該当したときは、当該戦傷病者（(ア)に該当する場合には、その親族）は、異動等届（要領様式第17号）に、(ア)又は(イ)の場合にあつては戦傷病者手帳及び未使用の乗車券類引換証を、(ウ)の場合にあつては戦傷病者手帳、未使用の乗車券類引換証及び住民票の謄本又は抄本を、(エ)の場合にあつては戦傷病者手帳、未使用の乗車券類引換証及び新たな裁定に係る傷病恩給等の証書又裁定通知書（以下「恩給証書等」という。）を添付して、管轄都道府県知事に提出しなければならないこと。

(ア) 死亡し、又は日本の国籍を喪失したとき。

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けた後に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、又はこれを返還したとき。

(ウ) 氏名又は居住地を変更したとき。

(エ) 傷病恩給等を受ける権利について新たな裁定があったとき。

イ 都道府県知事（届出がアの(ウ)の居住地の変更が他の都道府県に係るときは、施行規則第3条に規定する新居住地の都道府県知事）は、アの届出があった場合（届出がアの(ア)に該当する場合を除く。）において、戦傷病者手帳又は未使用の乗車券類引換証の記載事項について訂正する必要があるときは、必要な訂正をした上、当該戦傷病者に当該戦傷病者証明書又は未使用の乗車券類引換証を返付しなければならないこと。この場合において、当該戦傷病者がアの規定により恩給証書等を提出したときは、同時にその者にこれを還付しなければならないこと。

ウ 都道府県知事は、アの(エ)に係る届出があった場合において、施行令第11条第1項各号の障害の程度に応ずる区分が、新たな裁定に係るものと当該裁定がなされる前のものとで異なるときは、当該裁定がなされる前に当該年度分として交付した乗車券類引換証の枚数と新たな裁定に係る当該年度分の乗車券類引換証の枚数とを比較し、増加分に対しては新たな乗車券類引換証を交付し、減少分に対しては前項の規定により提出された未使用の乗車券類引換証の分から当該年度分を差し引いて還付しなければならないこと。

エ 都道府県知事は、アの届出があった場合は、原簿に必要な事項を記載すること。

(6) 戦傷病者に該当しなくなった場合の措置

戦傷病者が法第6条の規定によって戦傷病者手帳を返還する場合には、未使用の乗車券類引換証を併せて返還させること。

第10章 雑 則

(報告)

第49 都道府県知事は、戦傷病者手帳の交付及び法による援護の実施状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく報告（福祉行政報告例）として厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が別に定めるところにより、厚生労働大臣に報告すること。

(医療機関等の指導)

第50 都道府県知事は、法による援護の実施を担当する指定医療機関、一般医療機関等、業者等と常に連絡を保ち、適正な援護が実施されるようその指導に努めること。

(審査庁等及び取消訴訟等の提起に関する事項の教示)

第51 都道府県知事は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に規定する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）第46条第1項に規定する教示を行う場合には、当該処分に係る通知等に併せて、次に掲げる事項を記載した文書を交付すること。

(1) 当該処分に不服があるときは、当該処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができること。

- (2) 当該処分の取消しの訴えは、当該処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができること（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされていること。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月25日から施行するものとする。
- 2 現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第160号）の公布の日（令和5年12月26日）から施行するものとする。

契約書（案）

戦傷病者特別援護法第21条の規定により、補装具の交付及び修理を委託することについて〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と、補装具事業者（以下「乙」という。）との間に次の条項により契約する。

第1条 甲は、補装具交付修理券を戦傷病者（以下「丙」という。）に交付した場合は、乙に対してその旨及びその他必要な事項を通知しなければならない。

第2条 乙は、甲の発行する補装具交付修理券を所持する丙の補装具を製作又は修理しなければならない。

2 乙は、補装具交付修理券の提示を受けた場合は、その処方に基づき、速やかに補装具を製作又は修理し、当該補装具を丙に引き渡さなければならない。

3 前項の引渡しに当たり、特に甲の指定する場合は、乙は身体障害者更生相談所長の適合判定を経た後でなければ、交付してはならない。

第3条 乙は、丙に対して懇切丁寧を旨としなければならない。

第4条 甲が乙に対して製作及び修理を委託する報酬の額は、別添のとおりとする。

第5条 乙は、甲に対して製作修理の代金を請求する場合には、補装具交付修理券に丙の確認を受け、これを請求書に添付して請求しなければならない。

第6条 甲は、前条の規定に基づく請求書を受理した場合は、製作又は修理の金額を照査の上、その都度乙にその代金を支払わなければならない。

第7条 乙は、この契約による帳簿及び関係書類を五箇年間保存しなければならない。

第8条 甲は、乙に対して、この契約の実施に関して必要な報告を徴し又は説明を求めることができる。

第9条 第2条第3項による適合判定の結果、その補装具が丙に適合しないと認められた場合は、甲は、不備な箇所を指摘して乙の負担において改修させることができる。

2 甲は、補装具の交付後、乙の責任に帰すべきものと認められる不備な箇所を発見した場合は、前項に準じて改修させることができる。

第10条 甲は、次の場合には、この契約を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙について、この契約の履行に関し、詐欺その他不正行為があった場合
- (2) 契約条項に違反があった場合

第11条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。
2 毎年3月1日から3月末日までの間に契約当事者のいずれか一方より何らの意思表示のないときは、契約の翌日において向こう一箇年契約の更新がなされたものとみなす。

以上契約の締結を証するため、本通二通を作成し、双方記名捺印の上、各自一通を所持するものとする。

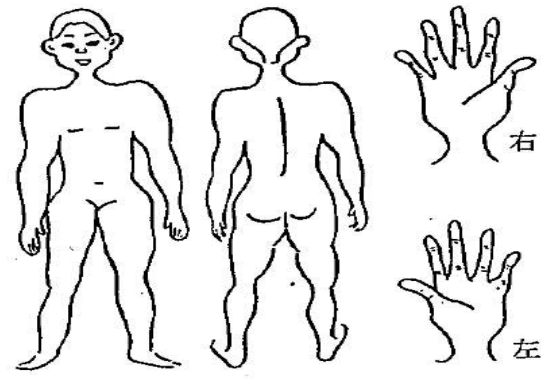
令和 年 月 日

甲 ○○都道府県知事 (印)
乙 住 所
氏 名 (印)

様式第1号

戦傷病者カード

(表)

		療等 養原 給簿 付		整理 番号	
戦傷病者 手帳番号 〔交付年〕 月 日	新規 転入 (年 月 日)	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)		
再交付 (年月日)	亡失 き損 (年 月 日)	軍人軍属 等の別	軍人 軍属 準軍属	〔法第2条第2項〕 第 号該当	
本籍	(退職時)	(年 月 日変更)			
現住所			年 月 日転入		
			年 月 日転入		
原傷病名					
障 害 事 項	障害名	()	身体障害者手帳 旅客会社運賃割引	No. 第 級 第 種	
	区 分	種 別	障 害 程 度	年 月 日 裁定	記 号 番 号
	法	無 期 有 期(年 月まで) 一時金	項・款(旧・新) 目 症 級	年 月 日	第 号
	法	無 期 有 期(年 月まで) 一時金	項・款(旧・新) 目 症 級	年 月 日	第 号
身体状況についての 特記事項 (公務外の 傷病による障害等)					写 真

(注) 障害名欄の()内には、障害の種類に応じて視覚障害は1、聴覚障害は2、言語機能障害は3、し体不自由は4、中枢神経機能障害は5、その他の障害は6とそれぞれ記入すること。

なお、二以上の障害がある場合は、主たる障害を記入すること。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(裏)

職 業					
更 生 医 療					
医 療 券 番 号	給 付 期 間	医 療 の 内 容	医 療 機 関 名	支 払 額	
給 付 決 定 年 月 日					

備 考					
補 装 具					
交 付 券 番 号	支 給 年 月 日	種 目	支 給 ・ 修 理	業 者 名	支 払 額
交 付 決 定 年 月 日			の 別		

備 考					

様式第2号

療 養 給 付 等 原 簿

(表)

No.

ふりがな 氏 名			軍人軍属 等 の 別	法第2条第2項 第 号	戦傷病者 手帳番号	戦傷病 者カー ド番号				
	年 月 日生									
現住所										
原傷病名			原傷病発病年月日							
認 定 傷病名	(1) (初・併)		原傷病発病場所							
	(2) (初・併)		帰 還 年 月 日							
	(3) (初・併)		療養給付開始年月日							
療 養	認定 年月日	療養券 番 号	認 定 内 容			手帳 訂正	療 養 手 当	年月日 決定 番 号	支 給 額	備 考
			傷病名	入・通 院の別	療 養 期 間	医 療 機 関 名				

(裏)

年月	入・通 院の別	療 養 日 数	支 払 額	支 払 月 日	認 定 外 併 発 症	療 養 手 当		備 考
						支 給 月 日	金 額	

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第3号

療養給付内容変更請求書			
氏名	年 月 日生	戦傷病者 手帳番号	
認定を受けた 傷病名			
区分	前回の認定の内容	今回請求する認定内容	
療養の期間	療養券番号 第 号 年 月 日から 入院 入院外 年 月 日まで 訪問看護等	年 月 日から 入院 入院外 年 月 日まで 訪問看護等	
医療機関の所 在地及び名称			
<p>療養の期間の延長 上記のとおり 医療機関の変更 を請求します。 入院療養に変更</p> <p>年 月 日</p> <p>現住所</p> <p>氏名</p> <p>厚生労働大臣 都道府県知事 殿</p>			

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第4号

判定依頼書

令和 年 月 日 第 号

身体障害者更生相談所長 殿

依頼者



下記の者に対する判定を依頼する。

巡回	出頭			
戦傷病者	氏名	年 月 日生		
	住所			
戦傷病者手帳	年 月 日交付 第 号			
障害名				
現職		希望職業		
判定依頼事項	1 2 3			
備考		予定年月日		

判定通知書

さきに請求のあった について必要がありますから、令和 年 月 日に 更生相談所に出向いて判定を受けて下さい。なお、当日は本書を持参して提示して下さい。

都道府県知事



殿

(注) 裏面に案内図を添付すること。
備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第5号

更生医療治療経過及び予定報告書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

指定医療機関の名称
担当者氏名

更生医療の治療経過及び予定について下記のとおり報告する。

年 月 分

戦傷病者氏名		医療券 番号	
戦傷病者手帳番号			
治療経過の概要 〔請求額を併せ〕 〔記入すること〕			
今月の治療の 予定概要			
医療の具体的方針 〔及び期間の延長を 求める場合はその 旨を記入すること〕			
その他			

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第6号

更生医療内容変更申請書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

指定医療機関の名称
担当者氏名

更生医療を実施したところ医療内容を変更する必要が生じたので下記のとおり申請する。

記

戦傷病者手帳番号		医療券番号	
		交付年月日	
診療開始年月日		戦傷病者氏名	
変更事項及び事由			
変更後の概算額			

私は上記の変更に同意します。

戦傷病者氏名

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第7号

更生医療内容変更承認書

第 号
令和 年 月 日

指定医療機関開設者 殿

都道府県知事 印

令和 年 月 日付で申請のあった（氏名）にかかる 期間延長
内容変更 に

ついて下記のとおり承認したから通知する。

記

医療券番号	(交付) 年 月 日	(変更) 年 月 日
医療券記載事項	変 更 前	変 更 後
有効期限	年 月 日	年 月 日
入院・入院外・ 訪問看護等の別	入院 入院外 訪問看護等	入院 入院外 訪問看護等
医療費概算額		
概算額内訳		
医療の具体的方針		
その他		

注1 更生医療券の記載事項は訂正しないで、この承認通知書を医療券に添付してください。

2 不要の文字は、末梢してください。

3 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

4 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第8号

交付
補装具 委託通知書
修理

第 令和 年 月 日 号

業者氏名 殿

都道府県知事

印

交付

下記のとおり補装具 を貴殿（社）に委託することに決定したので、
修理

被交付者より補装具交付（修理）券の提示があった場合は裏面の処方等により
作成（修理）を依頼する。

記

交付 補装具 券番号 修理		交付年月日	
戦傷病者氏名		現住所	
委託報酬予定額		支払期日	
作成完成（修理）予定期日			
その他			

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3
か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か
月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県
知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であ
っても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができ
なくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内
に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の
送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととさ
れています。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

裏面

様式第9号

交付
補装具 決定通知書
修理

第 年 月 日
令和

殿

都道府県知事 印

下記のとおり通知する。

番 号	決 定	年 月 日
決 定 内 容		
補装具製作施設の名称及びその所在地		
期 限	年 月 日	
費 用 概 算 額		
備 考		

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年度用戦傷病者乗車券類引換証交付請求書

氏名	漢字		生年月日	
	カナ			
現住所				
戦傷病者 手帳	記号番号・交付年月日			
	障害の程度			
希望する引換証の組合せ		身体障害者旅客運賃割引		
<p>戦傷病者乗車券類引換証を交付されたく、請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p> <p>知事 殿</p>				

(注) 「希望する引換証の組合せ」欄については、別紙からあなたの「障害の程度」に該当する区分から希望する引換証の組合せを選択し、記入してください。
 なお、記入のない場合は、前年度同様の引換証を交付します。

戦傷病者乗車券類引換証交付組合せ

障害の程度	甲種引換証 (戦傷病者と介護者)	乙種引換証 (戦傷病者のみ)	組合せ 選択番号
特別項症 第1項症 第2項症	1 2枚	—	1
第3項症 第4項症	—	1 2枚	2
	1枚	1 0枚	3
	2枚	8枚	4
	3枚	6枚	5
	4枚	4枚	6
	5枚	2枚	7
	6枚	—	8
第5項症 第6項症 第1款症 (旧第7項症)	—	6枚	9
	1枚	4枚	10
	2枚	2枚	11
	3枚	—	12
第2款症 (旧第1款症)	—	4枚	13
第3款症 (旧第2款症)	1枚	2枚	14
第4款症 (旧第3款症)	2枚	—	15
第5款症 (旧第4款症)			
第1目症 第2目症 第3目症 第4目症	—	2枚	16
	1枚	—	17

(注)

- 1 甲種引換証は、戦傷病者の方が利用する際に介護者の方が同行できる引換証です。
- 2 乙種引換証は、戦傷病者の方だけが利用できる引換証です。
- 3 各引換証1枚では、片道分しか利用できません。

年度用戦傷病者乗車券類引換証種別変更請求書

フリガナ			
氏名			
現住所			
戦傷病者手帳	記号番号 交付年月日	第 号	年 月 日交付
	障害の程度	第 項・款（新・旧）・目症 第 級	
今回提出 引換証枚数	甲種 枚	乙種 枚	
<p>戦傷病者乗車券類引換証を種別変更されたく、関係書類を添えて請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>知事 殿</p>			

戦傷病者乗車券引換証（甲種）

※ 乗 車 区 間		駅から	駅まで
戦傷病者	手帳記号番号	第	号
	氏 名		
※	介 護 者 氏 名 及 び 年 齢	(歳)	
有 効 期 間	年4月1日から 年3月31日まで		
身体障害者旅客 運賃割引	第1種・第2種・非該当		

年度交付

交付者

知事

印

下の欄には記入しないでください。

	発 行 駅	番 号	運 賃
乗 車 券		(本)	(本)
	発 行 年 月 日		(介)
		(介)	計

この引換証の使用上の注意

- 裏面の「注意事項」をお読みのうえ、ご使用ください。
- ※印欄は、必ず戦傷病者ご自身が記入してください。

注 意 事 項

- 1 この引換証の「※」印欄以外の欄は、交付者が記入し、「※」印欄は、戦傷病者が記入してください。
- 2 この引換証は、交付者が記入事項を訂正したときは、訂正箇所に交付者の公印がなければ使用できません。
- 3 事情により介護者を同行しないで旅行しなければならないときは、「介護者氏名及び年齢」欄に「なし」と記入してください。
- 4 この引換証と引き換えることができる乗車券は、戦傷病者が旅行を必要とする乗車区間の片道普通乗車券です。この場合において、その乗車区間の経路は、最も経済的な通常の経路によるものでなければなりません。ただし、2枚以上の引換証によって往復又は連続となる乗車券と引き換えることができます。
- 5 この引換証又はこの引換証と引き換えた乗車券は、他人に使用させてはいけません。
- 6 この引換証と引き換えた乗車券を使用するときは、必ず戦傷病者手帳を携帯し、下記の会社の係員の請求があるときは、これを提示しなければなりません。

記

北海道旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社

戦傷病者急行券引換証（甲種）

※乗車券類の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定席特急券 ・自由席特急券 ・立席・特定特急券 ・特急券・グリーン券 ・特急券・寝台券 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通急行券 ・急行券・グリーン券 ・急行券・寝台券 ・急行券・指定席券
※乗車区間	駅から 駅まで	
※戦傷病者	手帳 記号番号	第 号
	氏名	
※介護者氏名 及び年齢	(歳)	
有効期間	年4月1日から 年3月31日まで	
※身体障害者 旅客運賃割引	第1種・第2種・非該当	

年度交付

交付者

知事

印

下の欄には記入しないでください。

乗車券類	発行駅	番号	基本料金	発売料金	差額料金
			(本)		
	発行年月日	(本)	(介)		
		(介)	計		



注 意 事 項

- 1 この引換証の「※」印欄以外の欄は、交付者が記入し、「※」印欄は、戦傷病者が記入（乗車券類の種類は該当のものを○でかこむ。）してください。
- 2 この引換証は、交付者が記入事項を訂正したときは、訂正箇所に交付者の公印がなければ使用できません。
- 3 事情により介護者を同行しないで旅行しなければならないときは、「介護者氏名及び年齢」欄に「なし」と記入してください。
- 4 この引換証と引き換えることができる特急券及び急行券は、戦傷病者乗車券引換証によって引き換えた乗車券（乗車区間の営業キロが100キロメートルをこえる場合に限る。）の乗車区間内を乗車される場合の自由席特急券、特定特急券、立席特急券及び普通急行券です。
指定席特急券をお求めの場合は、差額料金を、グリーン券、寝台券、座席指定券をお求めの場合は、それぞれの料金を別にいただきます。
- 5 この引換証によって特急券又は急行券を引き換える場合は、戦傷病者乗車券引換証によって引き換えた乗車券を係員に提示してください。
- 6 この引換証又はこの引換証と引き換えた特急券又は急行券は、他人に使用させてはいけません。
- 7 この引換証と引き換えた特急券又は急行券は、戦傷病者乗車券引換証によって引き換えた乗車券と同時に使用するときに限って有効です。

戦傷病者乗車券引換証（乙種）

※ 乗 車 区 間		駅から	駅まで
戦傷病者	手帳記号番号	第	号
	氏 名		
有 効 期 間		年4月1日から 年3月31日まで	
身体障害者旅客 運賃割引		第1種・第2種・非該当	

年度交付

交付者

知事

印

下の欄には記入しないでください。

乗 車 券	発 行 駅	番 号
	発 行 年 月 日	運 賃

この引換証の使用上の注意

- 裏面の「注意事項」をお読みのうえ、ご使用ください。
- ※印欄は、必ず戦傷病者ご自身が記入してください。

注 意 事 項

- 1 この引換証の「※」印欄以外の欄は、交付者が記入し、「※」印欄は、戦傷病者が記入してください。
- 2 この引換証は、交付者が記入事項を訂正したときは、訂正箇所に交付者の公印がなければ使用できません。
- 3 この引換証と引き換えることができる乗車券は、戦傷病者が旅行を必要とする乗車区間の片道普通乗車券です。この場合において、その乗車区間の経路は、最も経済的な通常の経路によるものでなければなりません。ただし、2枚以上の引換証によって往復又は連続となる乗車券と引き換えることができます。
- 4 この引換証又はこの引換証と引き換えた乗車券は、他人に使用させてはいけません。
- 5 この引換証と引き換えた乗車券を使用するときは、必ず戦傷病者手帳を携帯し、下記の会社の係員の請求があるときは、これを提示しなければなりません。

記

北海道旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社

戦傷病者急行券引換証（乙種）

※乗車券類の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定席特急券 ・自由席特急券 ・立席・特定特急券 ・特急券・グリーン券 ・特急券・寝台券 <ul style="list-style-type: none"> ・普通急行券 ・急行券・グリーン券 ・急行券・寝台券 ・急行券・指定席券 	
※乗車区間	駅から 駅まで	
※戦傷病者	手帳 記号番号	第 号
	氏名	
有効期間	年4月1日から 年3月31日まで	
※身体障害者 旅客運賃割引	第1種・第2種・非該当	

年度交付

交付者

知事

印

下の欄には記入しないでください。

乗車券類	発行駅	番号	基本料金	発売料金	差額料金
	発行年月日				



注 意 事 項

- 1 この引換証の「※」印欄以外の欄は、交付者が記入し、「※」印欄は、戦傷病者が記入（乗車券類の種類は該当のものを○でかこむ。）してください。
- 2 この引換証は、交付者が記入事項を訂正したときは、訂正箇所に交付者の公印がなければ使用できません。
- 3 この引換証と引き換えることができる特急券及び急行券は、戦傷病者乗車券引換証によって引き換えた乗車券（乗車区間の営業キロが100キロメートルをこえる場合に限る。）の乗車区間内を乗車される場合の自由席特急券、特定特急券、立席特急券及び普通急行券です。

指定席特急券をお求めの場合は、差額料金を、グリーン券、寝台券、座席指定券をお求めの場合は、それぞれの料金を別にいただきます。
- 4 この引換証によって特急券又は急行券を引き換える場合は、戦傷病者乗車券引換証によって引き換えた乗車券を係員に提示してください。
- 5 この引換証又はこの引換証と引き換えた特急券又は急行券は、他人に使用させてはいけません。
- 6 この引換証と引き換えた特急券又は急行券は、戦傷病者乗車券引換証によって引き換えた乗車券と同時に使用するときに限って有効です。

様式第14号

戦傷病者乗車券類引換証再交付請求書			
ふりがな		明治	
氏名		大正	年 月 日生
現住所			
戦傷病者帳	記号番号 交付年月日	第 号	年 月 日交付
	障害の程度	第 項・款（新・旧）・目症	第 級
既に交付を受けた引換証	年度用	枚 数	甲 種 枚 乙 種 枚
再交付請求の由	1 引換証を滅失したため 2 旅行を取り止めたため	再交付請求枚 数	甲 種 枚 乙 種 枚
<p>戦傷病者乗車券類引換証を再交付されたく、関係書類を添えて請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>知事 殿</p>			

備考 この用紙は、A列4番とする。

旅行取止証明書

右の者は旅行を取り止めたことを証明する。 年 月 日 旅客鉄道株式会社 駅長 印	乗車券類			戦傷病者	
	乗車券類番号	発行年月日	区間	戦傷病者手帳番号	氏ふりが名
			駅から	第	生年月日
				号	
		駅まで		年 月 日	

様式第16号

戦傷病者乗車券引換証交付原簿

氏名	漢字		生年月日	
	カナ			
現住所				
戦傷病者帳 手帳	記号番号・ 交付年月日			
	傷病恩給等の 区分・種別			
	障害の程度			
	障害の種別		軍人軍属 等の別	
身体障害者旅客運賃割引				

年度	引換証交付年月日	引換証交付枚数		交付方法	備考
		甲種	乙種		
初年度		枚	枚	—	
年度用		枚	枚		
年度用		枚	枚		
年度用		枚	枚		

特記事項	
------	--

様式第17号

備考 ※は該当するものを○でかこむこと。

知事殿

年 月 日

届出者 氏名

右届け出ます。

届出事項 ※	戦傷病者		戦傷病者		氏冠字の
	証	明	傷	病	
身体障害者手帳 恩給の新裁定 住所変更 氏名変更 国籍 死亡	症状等差 ※	番号	生年月日	氏ふりがな	
届出の内容	款項症	第 号	年 月 日		
	交付年月日	有効期限 ※	退職時の本籍地	現住所	
	年 月 日	無・年 月まで			

異動等届